

第 105 回 金融業務能力検定（2010 年 5 月 23 日実施）

《模範解答》

・預金上級

配点は、特に記載のない限り、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

成績通知は、6月30日の予定です。

社団法人 金融財政事情研究会  
検定センター

合格基準 100 点満点で 60 点以上

【第 1 問】[解答例] (11 点)

(問 1)

金利、通貨の価格等の変動を直接の原因として元本欠損または元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、その旨およびその原因となる指標ならびにそのような損失を生じさせる取引の仕組みのうちの重要な部分、金融商品販売業者等の財産の状況の変化等を直接の原因として元本欠損または元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、その旨（および当該者）およびそのような損失が生ずるおそれを生じさせる取引の仕組みのうちの重要な部分、当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限または当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨。

(問 2)

知識                      財産                      目的                      理解

(問 3)

顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識および経験を有する者である場合  
重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合

【第 2 問】[解答例] (15 点)

(1) 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例（\*以下のなかから 2 つ挙げればよい）

架空名義口座または借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金。  
口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した入出金。

住所と異なる連絡先にキャッシュカード等の送付を希望する顧客または通知を不要とする顧客に係る口座を使用した入出金。

多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した入出金。屋号付名義等を利用して異なる名義で多数の口座を保有している顧客の場合を含む。

当該支店で取引をするについて明らかな理由がない顧客に係る口座を使用した入出金。

(2) 口座の利用形態に着目した事例（\*以下のなかから3つ挙げればよい）

口座開設後、短期間で多額または頻繁な入出金が行われ、その後、解約または取引が休止した口座に係る取引。

多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引。

口座から現金で払戻しをし、直後に払い戻した現金を送金する取引（伝票の処理上現金扱いとする場合も含む。）。特に、払い戻した口座の名義と異なる名義を送金依頼人として送金を行う場合。

多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合。

多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金または出金を行う場合。

匿名または架空名義と思われる名義での送金を受ける口座に係る取引。

通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引。

経済合理性から見て異常な取引。例えば、預入れ額が多額であるにもかかわらず、合理的な理由もなく、利回りの高い商品を拒む場合。

【第3問】[解答例]（8点）

	×	不適切な理由
(1)	×	テラーが現金を受け取って、金額を計算確認した時に預金契約が成立すると解される。
(2)		
(3)	×	金融機関が、他店券の取立を終了した時点で、預金契約が成立する（取立委任説）というのが判例の立場である。
(4)		

【第4問】[解答例] (11点)

(問1)

捜査機関等からの、預金口座等の不正な利用に関する情報提供  
捜査機関等からの情報提供等に基づいて行った被害状況調査の結果  
名義人の所在等の状況調査の結果  
預金口座等に係る取引の状況

(問2)

当該預金口座について、払戻しの訴えが提起されている場合  
当該預金等債権について、強制執行、仮差押え、仮処分の手続、担保権の実行、国税滞納処分等の手続が行われている場合

(問3)

(\*以下のなかから3つ挙げればよい)

消滅手続が開始された旨  
対象預金口座等に係る金融機関、店舗、預金等の種別、口座番号  
対象預金口座等の名義人の氏名または名称  
対象預金等債権の額  
権利行使の届出等に係る期間  
権利行使の届出の方法  
払戻しの訴えの提起または強制執行等に関し参考となる事項  
期間内に権利行使の届出等がないときは、対象預金等債権が消滅する旨  
犯罪被害者から対象預金口座等への振込が行われた時期

など

【第5問】[解答例] (12点)

(\*以下のなかから4つ挙げればよい)

預金口座名義人が存在しないことが明らかになった場合、または名義人の意思によらずに口座が開設されたことが明らかになった場合  
預金者が預金契約に係る権利および通帳を譲渡・質入れ・その他第三者の権利を設定したり、第三者に利用させた場合  
預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合  
預金口座の利用が一定期間なく、かつ一定の金額を超えることがない場合  
預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し

た場合。

預金者が暴力団や暴力団員等やそれに準ずる者であることが判明した場合  
預金者が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為等をした場合

【第6問】[解答例] (14点)

(問1)

ケース	不渡事由	不渡届の種類等
(1)	資金不足(または資金不足かつ盗難)	第1号不渡届
(2)	形式不備	提出不要
(3)	印鑑相違	第2号不渡届
(4)	呈示期間経過後かつ支払委託の取消	提出不要
(5)	変造	第2号不渡届

(問2)

- (1) 0号不渡事由と第1号不渡事由または第2号不渡事由とが重複する場合は、0号不渡事由が優先し、不渡届の提出を要しない。
- (2) 第1号不渡事由と第2号不渡事由とが重複する場合は、第1号不渡事由が優先し、第1号不渡届による。ただし、第1号不渡事由と「偽造」または「変造」とが重複する場合は第2号不渡届による。

【第7問】[解答例] (14点)

(\* と は順不同)

3カ月

放棄

限定承認

単純承認

子

直系尊属

兄弟姉妹

3分の1

2分の1

兄弟姉妹

(遺留分)減殺請求権

特別代理人

法人  
相続財産の管理人

【第8問】[解答例] (15点)

	金融機関の対応	権利供託・義務供託の区分
	供託の義務はないが、供託することもできる。	権利供託
	供託しなければならない。	義務供託
	(双方に支払うことができず)供託しなければならない。	義務供託
	(双方に支払うことができず)供託しなければならない。	義務供託
	滞納処分庁に支払うこともできるし、供託することもできる。	権利供託